

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

香川県丸亀市土居町二丁目一四番二四号

株式会社グリーンワーク
代表清算人 小野 航

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

福岡県飯塚市椿五九八番地七〇

特定非営利活動法人こころ
清算人 本山 憲子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

福岡県北九州市戸畑区一校一七七一

株式会社夜宮珈琲倶楽部
代表清算人 松村尊美恵

解散公告

当会社は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

北九州市小倉北区高尾一丁目三四番八号

株式会社環境フォトニクス
代表清算人 木原 和子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

福岡県朝倉郡筑前町上高場二六三七番地三

株式会社マルコ
代表清算人 印丸 高志

解散公告

当社は、令和八年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

沖縄県中頭郡中城村字泊四九八番地一

W・H・V企画株式会社
代表清算人 伊禮 晴

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

東京都江東区東陽二丁目三番三一六〇九号

医療法人社団滋北会
清算人 中島 京子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月十九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

長野県上伊那郡南箕輪村五九三番地イ

宗教法人西光寺
清算人 内藤 真彦

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

山口県山陽小野田市大字郡宇土井ノ内三二

医療法人かわむら内科
清算人 松本 智子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月五日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

香川県丸亀市川西町北二九三番地の一

宗教法人修善寺
アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所
清算人 弁護士 和田 節代

解散公告(第一回)

当社は、平成十二年八月四日に大分地方裁判所の破産宣告により解散し、平成十六年四月二十七日に破産手続廃止決定が確定しましたが、残余財産清算のため、令和八年七月二十八日に大分地方裁判所(令和八年(七)第四号)により当職が清算人を選任されました。

当社は、債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

大分市今津留三丁目一五三番地

みのり産業株式会社
連絡先 大分市都町一三二二大分都町ビル五階5F12号室みやげ法律事務所
清算人 弁護士 三宅 悠太

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月二十五日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

福島県大沼郡会津美里町福重岡字校の下甲九四九番地

宗教法人白山神社
清算人 弁護士 一ノ瀬美枝
連絡先 福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

横浜市中区真砂町二丁目二五番地

医療法人社団寿徳会
清算人 関 泰忠

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月十五日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

香川県高松市前田西町一〇八〇番地

宗教法人石鏡教大本山香川教会
香川県高松市天神前九一五 歌谷ビル三〇二 加藤・犬伏法律事務所
清算人 加藤 優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似九条七丁目九二八番地八、最後の住所札幌市北区北二十三条西五丁目一番二五二一〇一号

被相続人 亡 菊池 一彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十一日

事務所札幌市中央区大通西十一丁目四番地一七四 53山京ビル四階 青野・広田・おぎの法律事務所

相続財産清算人 弁護士 広田 拓郎

第26期決算公告			令和8年9月11日
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号			
マイケル・ペイジ・インターナショナル・ジャパン株式会社			
代表取締役			アントニー・チャールズ・ドリュート
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)			
科 目	金 額(千円)		
	2,010,509		
資 産 部	流動資産	388,150	
	固定資産	2,398,660	
負債純資産及び部	流動負債	1,233,521	
	固定負債	232,381	
	流動資産	679,647	
	固定資産	1,165,138	
	流動負債	280,000	
	固定負債	885,138	
	流動資産	885,138	
	固定資産	(86,513)	
	流動負債	2,398,660	
	固定負債		